

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。八峰町の産業振興を更に促進するため、本条例と八峰町工業振興促進条例を統合した八峰町産業振興促進条例を新たに制定するため廃止するものであります。

次のページ、お開き願います。

八峰町工場誘致条例を廃止する条例。

八峰町工場誘致条例は、廃止する。

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。宜しく願います。

○議長（須藤正人君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号、八峰町工業振興促進条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第11号、八峰町工業振興促進条例を廃止する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町工業振興促進条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。八峰町の産業振興を更に促進するため、本条例と八峰町工場誘

致条例を統合した八峰町産業振興促進条例を新たに制定するため廃止するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町工業振興促進条例は、廃止する。

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号、八峰町産業振興促進条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第12号、八峰町産業振興促進条例制定についてをご説明いたします。

八峰町産業振興促進条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。八峰町の産業振興を更に促進するため、八峰町工業誘致条例と八峰町工業振興促進条例を統合し、新たに本条例を制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町産業振興促進条例であります。

目的は第1条として、この条例は、町内に工場、旅館、農林水産業用施設、研究施設及び新産業に属する事業所を立地する者に対し、便宜の供与及び必要な奨励措置を講じ

ることにより、本町産業の振興を促進し、雇用機会の拡大を図ることを目的とするとしております。

定義については、第2条の第1号の工場から、それから第8号の従業員のところまでを定めております。

それから、第3条として指定事業者でございますが、町長は、次の要件のいずれにも適合する者のうち、適当と認める者を次条に定める便宜の供与及び第5条に定める奨励措置を受けることができるものとして指定するものとするとしております。

第1号が、本町産業の振興及び雇用の促進に資するものであること。第2号が、新規雇用従業員の増加が3年以内に5人以上となること。第3号が、工場等の立地にあたっては、投下固定資産総額が2,700万円を超えるものであることとしております。

それから、第4条には便宜の供与について。

それから、第5条の方では奨励措置について。第1号として、雇用奨励金の交付。第2号として、施設整備費補助金の交付。第3号として、固定資産税の課税免除についてを定めております。

指定について、第6条では、指定事業者として指定を受けようとする者は、申請により町長の指定を受けなければならないとしております。

第7条が変更の報告。

第8条の奨励措置の期間でございますが、第5条に規定する奨励措置の適用を受ける期間は、第3条第1項第2号の条件を満たした翌年から3年間とする。ただし、第5条第1項第2号は操業開始後1年以内1回とする。つまり第5条のところの第1号、雇用奨励金の交付と固定資産税の課税免除については3年間、第2号の施設整備費補助金の交付については1回限りというふうにここでは定めております。

それから、第9条には奨励措置の承継。

第10条には、操業開始報告。

第11条には、指定の取消しについてを定めております。

第12条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

そして、次のページ、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、宜しくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(須藤正人君) これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 第3条の2項ですけれども、第3条で1号、2号、3号とこう決めておりますが、この2項の中では、前項の各号のいずれかに該当しない場合であっても、特に本町産業の振興に寄与すると認められる場合には、指定事業者として指定することができると思います。ということは、これに全然当てはまらなくとも、まずその何と申しますか、その該当しなくとも産業振興に寄与すれば指定業者とするのであれば、結局、ザル法なんですよ。もうあの1,000万円の、1,000万円の補助ですか、それとか固定資産税とかいろんな面が出てくると思うんですけれども、これ全く当てはまらなくともその寄与すると認められる場合には指定業者として指定することができる。これは非常に幅がありすぎて規制が全くないと思います。

それとですね、第4条の、指定業者に対して、次に掲げる便宜を供与するということで、土地の取得、道路等の整備があります。用地の取得。この用地の取得というのはあれですか、町有地に限らなくともその指定業者が必要と、ここが必要だということであれば、その用地を取得することも図ってやるということなんですか。とりあえず、まずそのところを教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） まず1つ目のご質問でございますが、第3条第2項の、前項の各号のいずれかに該当しない場合であっても。全然該当しないという話でございますが、そうではなくて、例えば同じような要件で今後産業振興に結びつく、そういったところで3年間に5人というふうにはなっていますが、3年間で4人であったと。ところが次の年になれば5人以上になるといったようなギリギリのそういったものをここでは救ってあげようというような話でございますが、ザル法になるべくしてここに規定したものではありません。ということでございますので、ご理解を宜しくお願いいたします。

それから、第4条の方の便宜の供与のところでございますが、用地を町の方でその企業のために買うとか土地を造成するとか、そういったものではありませんで、仲介とかそういった事務のそういったものを頑張っていきたいと、協力していきたいという考え方でございますので、どうか宜しくお願いをいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） そのように言われるのであったら、そういう文章に書き直した方がいいと思います。各号のいずれかに該当、この該当しない場合であってもというこ

とですので、これはいかようにでも取られるのではないかと思います。そこら辺をもう少し詳しく規制するのであれば、そのような文面を載せた方がいいと思います。ただ、その土地の取得に関しても、指定業者に対して次に掲げる便宜を供与するという事ですので、これも非常にあいまいな文章になっていると思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） ご意見はご意見として後で検討させていただきます。これまた役所のこういった条例にはこういったものが付くということで、紛らわしいというのは反省したいと思います。宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 今の質問したことに対して、ちょっと不安な点がかなりあります。質問した項目が全て私が納得したものではありませんでしたので、反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時15分まで休憩いたします。

午後 2時06分 休 憩

午後 2時15分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第16、議案第13号、八峰町工業用地等貸付譲渡条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

- 産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第13号、八峰町工業用地等貸付譲渡条例を廃止する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町工業用地等貸付譲渡条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由であります。八峰町の産業振興を更に促進するため、新たに八峰町産業振興用土地等貸付譲渡条例を制定するため廃止するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町工業用土地等貸付譲渡条例は、廃止する。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。宜しくお願いします。

- 議長（須藤正人君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第14号、八峰町産業振興用土地等貸付譲渡条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

- 産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第14号、八峰町産業振興用土地等貸付譲渡条例制定についてをご説明いたします。

八峰町産業振興用土地等貸付譲渡条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

提案理由であります。八峰町の産業振興を更に促進するため、八峰町工業用土地等貸付譲渡条例を廃止し新たに本条例を制定するものでございます。

先日お話ししましたように、「工場用」というところを「産業振興用」というふうに変更するものが主な内容でございます。

第1条は目的でございます。この条例は、八峰町産業振興促進条例の適用を受ける者に対し、産業振興の用に供する土地等を貸付けし、貸付条件が満たされた場合に、これを無償譲渡することにより町の産業振興を図ることを目的とするとしております。

定義については第2条に定めております。

第3条では、申請及び許可について。

第4条では、貸付けの欠格者。

第5条では、契約の締結についてを定めております。

第6条の貸付期間及び利率でございますが、産業振興用土地等の貸付期間及び利率は、次に定めるところによる。第1号として、貸付期間15年以内とする。第2号として、貸付利率、町長が定めた利率とする。

第7条の貸付料であります。第5条の規定により貸付けを受けた者は、貸付譲渡契約を締結した日から起算して5年を経過した日の翌日から、その産業振興用土地等の価格に前条で定める利率で計算した利子を加算した額を、貸付料として貸付期間に毎年分納しなければならないということで、5年間の据え置き期間というものをここで設けております。

第8条では、維持管理費等について。

それから、次のページの第9条では、無償譲渡について。借受人は、貸付料を全納したときに、産業振興用土地等の無償譲渡を受けるものとするとしております。

第10条では、現状回復等についてをうたっております。

第11条が契約の解除について。

第12条が特例。

そして、第13条では、この条例の施行にあたり必要な事項は、町長が別に定めるとしてしております。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

宜しくご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今話ありました第4条の（1）の被保佐人とはどういうことなん  
でしょうか、教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。  
休憩いたします。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時22分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

答弁を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

成年被後見人については、精神上的障害により判断能力を欠く状況にあるとして、家  
庭裁判所の、といろいろ書いてますけども、審査を受けた者となっております、その  
被保佐人というのは準禁治産者のことでありまして、心身薄弱者及びそういった方々の  
保佐人をつけなければならないといったことをございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 第5条で、借受人は連帯保証人2人以上を立てて契約の締結を行  
うようになっております。それ以降は、借受人は諸々の義務を果たさなきゃならないと  
いうことが載っておりますけども、当然、借受人が例えば第10条などの義務を果たさな  
い場合は連帯保証という性格上、連帯保証人が借受人に代わってこれらの諸々の義務を  
果たさなきゃならないと、こういうことになるんだろうと思います。それでも尚且つ連  
帯保証人もこれらの義務を果たさない場合は11条が適用になると、こういうように理解  
されてよろしいんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 連帯保証人の制度については、原型復旧であろうが、そ  
れから例えば貸付料の滞納であろうが、そういった場合については、まず借受人に対し  
て請求をしていくと。そして、どうしてもというか、その方々が払えない状況にある場  
合は、全てその連帯保証人の方にとりいうふうになるものでございますので、順序はその



とおりでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） この産業用の土地というものが現存しているのかどうかということだ訳です。もしそれがですね、なければ、もし現存しとないとなれば、今後造成する考えなのかどうかということをもまず聞きたいと思います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 以前の工場用土地貸付、この条例の関係では、町の方が工場進出等のために土地を取得したり、それから造成したりということがございました。今回の場合は、町有地の中で工場が立地できるような場合、農林水産業施設、旅館等がもし進出できるようなものであれば、それを工場用というか産業振興用土地と捉えたいと考えております。また、町の方にあるものに対して、現在の土地以外のものでそういった話があれば町が造成する場合もあるかもしれませんが、今のところは先ほど言ったとおり町有地内のものを考えたいと思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 今のところないということなんですが、今回の条例の改正に当たって何だっけ、白神水産だっけか、の予定を、進出を予定しているようですけども、あそこのは、そうすればグラウンドを今回振興用土地というふうにみなすということで理解していいんですね。

それと、もしそうであれば、これ議案にはないんでしょうけども、土地、グラウンドにたぶん水槽等設置なると思うんですけども、あそこの部分が対象になってないのではないかなど。全協からも、全協で配付された資料の中に建物の無償貸与はあったんですが、グラウンドの無償貸与という部分が記載されてなかったような感じがするんですが、その辺はどうなってるんでしょう。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、今予定されている企業の用地については、旧八森小学校グラウンド敷地、それから旧青少年の家の部分というふうに、それがこの産業振興用の土地と捉えていただければと思います。

それから、後に、この後に出てきます無償の貸付、或いは建物の部分でございまして、ここにある用地の部分については、いずれ企業側から一括で買っていただくか、それと

もずっと貸付料として払っていただくか、この条例に従って価格部分について利子をつけて5年間据え置き、後、6年から15年までの10年間で土地代を払っていただくかの3つのパターンのどれかを選んでいただくということになる訳でございます。

宜しく願いたします。

○議長（須藤正人君） 9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 確認します。そうすれば、建物は無償で貸し付けることになるけども、その建物の下にある土地については、買ってもらうか、いずれしばらくの間貸して後々買ってもらうということに理解していいんですね。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） そもそもこの条例は、その会社のためだけに作った訳ではございませんで、今後進出してくるであろう様々な企業に対してのこの応援措置として条例を制定しようとするものでございます。そして、今、山本議員がお話したように直接というか一括で買っていただくか、ずっと設置している間、土地代を支払っていただくか、この条例のように15年の中で分納していただいて、全て完納した場合に無償譲渡ということで土地がその企業の方に渡っていくというものの3つのケースの中のどれかを選んでいただくということになると思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） この条例の条文には載ってないんですけども、万が一、借受人が破産して、債権者がこの借受人の業務を引き継ぐといった場合ですね、当然そういうことも想定される訳ですけども、そういった場合はこの条例に従ってどうそのまま継続できるということになるのか、新たにまたその債権者と貸付譲渡の契約を結ばなきゃならないのか、そういうところをこれにはちょっとこう落ちてるんで、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 業務の引き継ぎについては、そのとおりに引き継いでいただきたいと考えておまして、そちらについては条例ではなく規則の方で、それからまた、規則の中にあります規約の中でそういったものをうたっていきいたいなと思っておるところでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 現状回復等のところで「借受人は」というところがありますが、

やむを得ない事由により認められた場合、町長が現状回復の義務を免除して賠償額を減額若しくは免除するとありますけれども、例えば今、日本白神水産、アワビの加工の資料を見ますと、大変な鉄筋の建物になってくると思います。それをやむを得ない事由として認められた場合、町長はこれを免除したりするんですが、これを解体する場合は億のお金がかかるんでないかと思うんですが、このやむを得ない事由が認められた場合というところを町長はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） まず白神水産の話がございましたけれども、立派な建物を造るというふうな、この前の説明ではそういったことではないらしいんです。コンテナを持ってきたりということで簡易的なものになるんじゃないかなと思っております。

それから今のこの条例のところですけども、やむを得ない場合というのは、例えばもうこちらに進出してからかなりの税金を払っていただいたり、産業振興に非常に貢献していただいたといったような、そういった貢献度によってもあるでしょうし、様々な、今ここでは何というようなケースは述べられませんが、極力こういったことの条項には当てはめないようにしたいとは思っているところがございますが、先ほど言ったとおり町の産業に非常に貢献したものであればやむを得ずといったのがあるかもしれません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第15号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第15号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由であります。ポンポコ山公園の工事に伴い、出店区画を整備したため改正するものでございます。

次のページ、ご覧いただきます。

八峰町特定地区公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2中のポンポコ山公園のところ、「キャンプ場、フリーサイト、1張1泊500円」というところを削除いたしまして、次のページ、ポンポコ山公園の一番下のところ「出店用区画1区画1月当たり1万円」という文言を追加したものに改めるものでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宜しく願いをいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） この条例の利用料についてなんですが、ポンポコ山公園のこれは屋外の施設を利用した料金を改定して定めたものですが、それこそパークセンター内の遊具等の利用料等については今回載ってない訳ですけども、このパークセンター内の遊具の利用料についてどのように考えておられるのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） パークセンター内の利用料の話でございますが、次の議案にパークセンターの条例制定については出てまいりますが、今のご質問については、パークセンター内については料金を取らない、無料にしたいと考えているところでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第16号、八峰町ポンポコ山公園パークセンター条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長(須藤徳雄君) 議案第16号、八峰町ポンポコ山公園パークセンター条例制定についてをご説明いたします。

八峰町ポンポコ山公園パークセンター条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。八峰町ポンポコ山公園パークセンター新設に伴い条例制定をするものでございます。

次のページ、ご覧いただきます。

ポンポコ山公園パークセンター条例であります。

第1条、観光振興と住民の交流、健康及び福祉の増進に資するため、八峰町ポンポコ山公園パークセンターを設置する。

第2条として、センターの名称及び位置は、次のとおりとする。第1号、名称、八峰町ポンポコ山公園パークセンター。第2号、住所、八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地地内です。

そして第3条には、使用の許可等について。

第4条では、使用の不許可について。

それから第5条では、目的外使用又は権利譲渡の禁止について。

第6条で、造作等の制限について。

第7条には、現状回復義務について。

それから第8条は、損害賠償について。

第9条では、指定管理者による管理について。

第10条では、指定管理者の業務についてをうたっております。

そして、第11条、管理の基準についてを定めております。

この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上、宜しくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第17号、八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第17号、八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを説明します。

八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」で一部改正された公営住宅法により改正するものです。

この改正によって60歳以上の単身入居が可能になったので、町の条例も改正するものです。

次のページをご覧ください。

第5条の中の「第2号及び第3号」を「第1号及び第2号」に、「第3号」を「第2号」に改め、同条中の第1号、この第1号というのは「現に同居し又は同居しようとする親族があること」、これを削り、第2号を1号として、3号から6号までを1号ずつ繰り上げるものです。関連して、第6条の第2項中「前条第2号イ」を「前条第1号イ」に、それから「同条第2号及び第3号」を「同条第1号及び第2号」に改めるものです。これは、平成24年4月1日からの施行です。

宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第17号は原案のとおり可決されました。  
日程第21、議案第18号、あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。  
当局の説明を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） 議案第18号、あらたに生じた土地の確認について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第9条の5第1項の規定によりまして、八峰町の区域内のあらたに生じた土地について、下記のとおり確認するものでございます。

区域といたしまして、八峰町八森字滝の間324番地1及び324番地2の地先無番地に接する護岸敷地先の公有水面埋立地でございます。

あらたに生じた土地が図面の北側でございます。2,749.07㎡、南側が2,841.34㎡でございます。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫